

経営者・経理財務担当者必聴！

インボイス制度の概要と 実務対応のポイント

受講
無料

令和5年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス)制度の導入に伴い、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録受付が始まっています。

本制度の開始により、登録を受けた事業者が発行する「適格請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。課税事業者のみが適格請求書発行事業者登録を受けられるため、適格請求書が発行できない免税事業者は現在の取引先から取引を避けられる恐れがあります。

また、本年1月の改正電子帳簿保存法の施行や今後の適格請求書等保存方式の影響により、税務実務では事務負担の軽減や効率化が求められています。

本講習会では、制度概要から実務上の対応方法まで、わかりやすく解説します。

日時 令和4年11月11日(金)

午後7時～午後9時

場所 新宮商工会議所2階ホール
〒647-0045 新宮市井の沢3-8

定員 20名(申込先着順)

申込 下記申込書をFAX頂くかお電話にてお申込み下さい。

講師

中央税務会計事務所 所長
中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を経営。
持ち前の人当りの良さを活かした経営相談を実施。
税務に関するはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。



【受講される皆様へ】

- ・咳や発熱などの症状がある方は参加をお控え下さい。
- ・マスク着用での受講をお願いします。
- ・会場への出入りの際は手指の消毒をお願いします。
- ※ご参加の際は感染防止対策にご協力下さい。

内容

①適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

- 令和5年10月導入、昨年10月～届出開始
- 適格請求書発行業者の義務化(売り手側の留意点)
- 仕入税額控除の要件(買い手側の留意点)
- 税額の計算方法
- 免税事業者の登録手続

②電子帳簿保存制度とは

- 届出とスキャナーで簡単保存法
- 資料を探す、保管する手間が劇的になくなる

③電子インボイスが進める税務実務の電子化

- 電子版資料の整理術
- IT化推進による制度的優遇



令和4年11月11日 「インボイス制度の概要と実務対応のポイント」受講申込書

事業所名

連絡先
(TEL)

受講者名

※本申込書に記載された個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に使用し、本事業以外の目的には使用致しません。

問合せ・申込先(主催) 新宮商工会議所 TEL:0735-22-5144 FAX:0735-21-7700

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式「インボイス制度」が始まります。